

平成26年第2回宇治田原町議会定例会

目 次

○第2日（平成26年6月12日）

議事日程（第2号）	13
日程第1 一般質問	15
1. 山内実貴子 議員	15
2. 今西久美子 議員	21
3. 垣内秋弘 議員	30
4. 谷口重和 議員	38
5. 奥村房雄 議員	42
6. 内田文夫 議員	43
7. 安本 修 議員	52

平成26年第2回宇治田原町議会定例会

議事日程(第2号)

平成26年6月12日

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 山内実貴子 議員
2. 今西久美子 議員
3. 垣内秋弘 議員
4. 谷口重和 議員
5. 奥村房雄 議員
6. 内田文夫 議員
7. 安本 修 議員

1. 出席議員

議長	12番	田中 修	議員
副議長	1番	垣内秋弘	議員
	2番	上林昌三	議員
	3番	青山美義	議員
	4番	安本 修	議員
	5番	今西久美子	議員
	6番	原田周一	議員
	7番	谷口重和	議員
	8番	山内実貴子	議員
	9番	奥村房雄	議員
	10番	内田文夫	議員
	11番	稲石義一	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のと

おりである。

町 長	西 谷 信 夫 君
副 町 長	田 中 雅 和 君
教 育 長	西 出 維 久 雄 君
理 事 兼 総 務 課 長	山 下 康 之 君
理 事 兼 企 画 ・ 財 政 課 財 政 課 長	小 西 基 成 君
理 事 兼 福 祉 課 長	大 江 輝 博 君
理 事 兼 建 設 ・ 環 境 課 建 設 課 長	光 嶋 隆 君
企 画 ・ 財 政 課 企 画 課 長	奥 谷 明 君
会 計 管 理 者 兼 税 務 ・ 会 計 課 長	馬 場 浩 君
戸 籍 ・ 保 険 課 長	長 谷 川 み どり 君
健 康 長 寿 課 長	黒 川 剛 君
建 設 ・ 環 境 課 環 境 課 長	青 山 公 紀 君
産 業 振 興 課 長	木 原 浩 一 君
上 下 水 道 課 長	野 田 泰 生 君
教 育 次 長	谷 村 富 啓 君
教 育 課 長	清 水 清 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	久 野 村 観 光 君
庶 務 係 長	岡 崎 貴 子 君

開 会 午前10時00分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（田中 修） 日程第1、一般質問を行います。

一問一答方式においては、質問事項1件ごとに行い、質疑は3回までといたします。

また、対面方式とし、質問席を前列中央に設けております。

それでは、通告順に質問を許します。

8番、山内実貴子君の一般質問を許します。山内君。

○8番（山内実貴子） 皆様、おはようございます。

それでは、8番、山内実貴子が一般質問させていただきます。

まず1件目に、防災・減災対策についてでございます。

1つ目に、雨季への備えと点検についてお伺いいたします。

6月に入り、いよいよ雨季を迎える時期となり、梅雨入り宣言もされたところです。昨年は、8月の豪雨災害、また9月の台風18号による崩落災害など水害が多く、その復旧にと全力を挙げていただきました。また、今なおその復旧にと取り組んでいただいているところですが、さらなる災害防止のため、備えや点検が大切になってきます。この時期、防災・減災のため、どのように点検等、進めていかれるのでしょうか。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、おはようございます。

ことは平年より3日早い、また昨年よりは8日遅い梅雨入りとなりましたが、心配しておりました豪雨につきましては、関東中心に記録的な豪雨となり、本町においても危惧しているところでございますけれども、現在までは雨も少ない状況ですが、季節的に気を許せない時期となっております。また、初夏の風物詩であります蛍が飛び交う季節となってまいりました。

議員の皆様におかれましては、本日は平成26年第2回宇治田原町議会定例会におきます一般質問ということで、公私とも何かとご多用のところご参集をいただきまして厚くお礼を申し上げます。本日は7名の議員各位からご質問をいただくこととなっております。ご質問が大変多岐にわたっておりますが、できるだけ的確かつ簡

潔にご答弁を申し上げたいと存じますので、どうぞ最後までよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいまの山内議員のご質問に対しましては、担当課長のほうからご答弁をさせますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 山下理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（山下康之） 皆さん、おはようございます。

ご答弁を申し上げます。

昨年度の台風18号がもたらしました被害は非常に甚大で、今なお道路、河川、農地災害等の復旧に鋭意努力しているところでございます。

ご質問の雨季への備えと点検についてでございますが、例年よりも早く梅雨入りとなりましたが、その前に宇治田原町防災会議によります防災パトロールを6月3日に実施いたしまして、災害時に危険が予想される箇所を点検したところでございます。ほかに各区等から危険箇所の点検をしていただいた報告に基づく箇所についても、降雨時にパトロールの実施を行いたいと考えております。

また、昨年度、銘城台自治会が自主防災組織を発足され、町内全地区に自主防災会を立ち上げていただくことができました。行政と地域が一体となって防災意識の高揚を図り、各家庭から災害に対する備えをしていただけるよう自主防災会等々と連携をして鋭意取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 山内君。

○8番（山内実貴子） ありがとうございます。雨季への備えと点検について、定期的に点検等をしていただくことで住民の皆さんの防災意識が触発されていくのだと思います。自分の命は自分で守る、そして自分たちの地域は自分たちで守るという意識をさらに持つよう、自主防災会などとの連携、情報交換をお願いいたします。

次に、避難所内部の対策についてお伺いいたします。

以前、いざというときに住民の皆さんの避難先となる学校などの公共施設の内部の耐震対策についてお伺いした際、建築基準法施行令及び関連省令を改正する予定であり、今後は新基準に基づいた施行が求められることとなるとの観点から、本町においても、有事の際には、被災者の方々が安心・安全な避難生活を過ごせるよう、ガラス飛散防止フィルムの導入など、避難所内部の耐震対策を検討してまいりたいと考えているとご答弁をいただきました。

地震対策としてだけでなく、有事の際の避難所としての対策について、その後どのように取り組み、周知していただいているのでしょうか。

○議長（田中 修） 山下理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（山下康之） ご答弁申し上げます。

避難所の安全対策でございますが、昨年にもご質問いただきご答弁申し上げてまいりましたが、避難所として指定をしております住民体育館、各小中学校の体育館につきましては、建物としての耐震基準はクリアしており、窓ガラスの割れ等につきましても、アリーナへの飛散は維持管理用通路により防げるものと認識しているところでございます。今後も安全点検等、取り組んでまいりたいと存じます。

また、避難所となっているそれぞれの体育館には、発電機、造水機、投光器をはじめ、生活備蓄としても難燃毛布、使い捨てトイレ、アルミマット、コンロ鍋セット、紙皿、箸及び紙コップ等を配備しております。避難者が数日生活されるには、まだまだ十分な装備とは言えませんが、今後も有事の際に被災者が安全・安心に避難できるよう取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 山内君。

○8番（山内実貴子） 次に、災害用自販機の設置についてお伺いいたします。

公共施設に設置されている飲料水の自動販売機について、各施設ごとにお任せしているとお聞きしています。災害のとき、何よりも大切になる飲料水の確保のため、ぜひこれらの自動販売機を災害用としても対応できるよう、体制を整えていただきたいと思います。この点、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 山下理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（山下康之） ご答弁申し上げます。

災害用自動販売機の設置についてでございますが、現在、文化センターと住民体育館内に設置されているもので災害対応できる機種がございます。これは、災害時に職員の手動切りかえによる無料で利用いただくことができます。

また、本町の備蓄物資には飲料水の確保もしております。まず、住民体育館に備蓄しております500ミリリットルのペットボトル水が480本ございます。それと耐震性貯水槽及び造水機による水の配給が可能です。これは、宇治田原小、田原小、住民体育館駐車場、奥山田ふれあい広場の4カ所に100トンの耐震性貯水槽と造水機を配備いたしております。

ほかにも水道施設の配水池があり、その中でも一部の配水池には緊急遮断弁を設置し地震動により作動させ、飲料水の確保をするようにしており、生活用水としての災害用井戸の登録もしていただいております。また、企業との物資協定によりまして、ペットボトル等の飲料水も優先的に町が購入できるようになっております。

そうした中で、有事の際には備蓄分だけでも約40万リットル以上の給水が可能であるところがございます。しかしながら、山内議員からのご提案いただきました災害用自動販売機も非常に災害時には有効なシステムでありますので、今後、設置の可否について検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 山内君。

○8番（山内実貴子） ありがとうございます。飲料水の確保には、さまざまな角度からの備蓄を考えていただいているようで、災害時、スムーズに有効利用できますようご期待いたします。自動販売機につきましては、災害対応できている機種があるとのことご答弁でした。その販売機には、災害時対応できることをステッカーなどで周知していくこともご検討いただきたいと思います。

次に、防災マップの更新についてお伺いいたします。

宇治田原町には、防災マップとして地震、そして土砂災害・田原川洪水ハザードマップがあります。現在使用されているのは、平成23年度改訂版となっておりますが、近年の取り組み、災害用井戸の登録や、先ほどご提案させていただいた災害用自販機の設置場所など、さらに更新する事項が必要になってきます。今後どのようなタイミングで更新等、お考えでしょうか。

○議長（田中 修） 山下理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（山下康之） ご答弁申し上げます。

防災マップの更新についてでございますが、平成27年度に地域防災計画の見直しを予定しておりますので、その中で防災マップも修正をしていきたいと考えております。また、現在31軒の方からご協力いただいております災害用井戸のマップ表示につきましては、所有者に了解はいただいているものの、あくまでも個人のご好意、またご協力により実施しているものでありますので、それぞれの地域での利活用を優先的に考えており、各地域ごとに整理していきたいと考えております。町全体の中で防災マップへの表示については控えていくのがよいと考えているところがございます。なお、今後ともマップなど住民の皆さんが見やすいように工夫をしていきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 山内君。

○8番（山内実貴子） 今後もさらなる工夫と、地域の自主防災会なども利活用しやすい指導と推進をお願いいたします。

これで1件目の防災・減災対策についての質問を終わらせていただきます。

次に2件目、まちづくりとボランティア活動についてお伺いいたします。

自分たちの住む町は自分たちで美しくと、多くの地域からボランティアグループが立ち上がり、清掃活用や花いっぱい運動などに携わっていただいています。そんな方々の声の中にあるのが、まちの人たちが自分たちの活動について理解をしてくれているのか疑問を感じる、ごみ拾いにしてもなかなかごみが減らない、きれいにしてもすぐごみが捨てられている現状にがっかりする、もっと全町上げての取り組みや意識啓発を図るような取り組みや声かけが欲しいということです。ほかにもたくさん活用してくださっているさまざまなボランティアの方々の活動について知らない方がまだまだおられます。活動の一端を話すと、初めて知ったという方が多いのです。こういったボランティアの方やまちの声をどのように受けとめられますか。

○議長（田中 修） 青山環境課長。

○建設・環境課環境課長（青山公紀） 改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、ただいまのボランティア活動に係る意識の共有と啓発についてご答弁させていただきます。

本町では、環境・美化ボランティアをはじめとする多くの団体や個人の方々が宇治田原町を美しく、また、よりよいまちにしようと日々活動していただいていることに、まづもって敬意を表するとともにお礼を申し上げます。ご質問のように、とりわけごみのポイ捨てにつきましたは、ごみを拾っても拾ってもごみが減らない、きれいにしてもすぐにごみが捨てられるといった状況が多く見られ、ボランティアの方々と同様に、町としましても苦慮しているところでございます。そのような中で、本町においては、毎年、ごみゼロの日を機に各区、自治会、そして住民の方の協力を得て、春と秋にクリーンキャンペーンを実施し、住民の方の意識高揚に努めているところでございます。

また、環境・美化ボランティアさんが中心に登録していただいている清潔で美しいまちづくりを推進し、住民の快適な生活環境を確保するために活動していただいている、まちをきれいにする推進員さんと年に1回程度、意見交換を行い、さまざまなご意見を頂戴するとともに、活動に当たっては、必要なごみ袋や手袋などの消耗品、ときには花

壇に植える花や種などの支給や、拾っていただいたごみの回収などについて支援をさせていただいているところでございます。

そして、町の社会福祉協議会においては、ボランティアセンターを設置していただいております。ボランティア活動についての相談や、登録されているボランティアグループの紹介などを行っていただいているところでございます。

しかしながら、ご指摘のとおり、町内にはさまざまなボランティアの方々が活用していただいていることを知らない方がおられるのも現実でありまして、ボランティアの認識と必要性をより多く住民の方に知ってもらい、よりよい宇治田原を目指していかねばならないと思っております。ボランティアの皆様をはじめ、住民の皆様方と行政が一体となって取り組んでいかなければ、まちをきれいにすることや、よりよいまちづくりを進めていくことはできないと考えておりますので、これまでと同様に、できることはサポートさせていただきながら、それぞれの意識の共有と啓発に努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 山内君。

○8番（山内実貴子） ありがとうございます。まちづくりといっても、まずはまちの景観、美化環境が大切になります。住民の皆さんが住んでよかった、そして、このまちを訪れた方がまた来たいと思えるまちづくりに向け、ご答弁でもありましたように、ボランティアの皆様をはじめ、住民の皆様方と行政が一体となって取り組んでいかなければ、まちをきれいにすることや、よりよいまちづくりを進めていくことはできないと思います。ボランティア、されどボランティアです。なくてはならない存在になっている今、このような方々、また各地域で埋もれておられる人材を掘り起こし、さまざまな場所でマンパワーとしてお力を発揮していただきたいと思います。

今後もさらにお茶のまちとして活気あるまちづくりのため、今の取り組み、またこれから目指すものや施策の発信もどんどんしていくべきです。広報やホームページも大切な発信場所ですが、ふだんから目につくような情報発信や掲示などもご検討いただきたいと思います。これからもさらにボランティアの方々や住民の皆さんの意見を聞く窓口を広く持っていただき、できるだけ顔の見える形での意見交換と、目で見てすぐわかるような意識啓発をお願いし、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、山内実貴子君の一般質問を終わります。

引き続きまして、5番、今西久美子君の一般質問を許します。今西君。

○5番（今西久美子） 5番、今西久美子でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

1点目は、新名神高速道路について、設計協議の進捗についてお聞きをいたします。

新名神高速道路につきましては、一昨年4月に事業再開の判断がされ、本町内では説明会や地元対策協議会の再結成、測量調査や各種調査も既に行われているところであります。その中で現在、郷之口、荒木、岩山、禅定寺の関係4区におかれましては、地元対策協議会とネクソ西日本との設計協議が行われております。それぞれの進捗についてお聞きをいたします。

○議長（田中 修） 光嶋理事兼建設課長。

○理事兼建設・環境課建設課長（光嶋 隆） 新名神高速道路の建設につきましては、平成15年12月に抜本の見直しをする区間として実質的に建設が凍結され、一昨年の平成24年4月に事業再開の判断がなされたところでございます。

事業再開が決まってからの経過でございますが、新名神通過沿線地域の郷之口、荒木、岩山、禅定寺の4区におきまして地元対策協議会を再組織いただき、平成24年7月23日には、総合文化センターにおきまして、4区の地元対策協議会を対象とした全体的な事業再開の説明会を開催いただいたところでございます。その後、町を含む関係機関との設計協議や調査、設計をネクソ西日本が進め、協議用図面ができました昨年12月10日に4区の地元対策協議会役員を対象とした設計協議が行われ、本年の1月27日の禅定寺区地元対策協議会との設計協議を皮切りに、各区の地元対策協議会との協議を進めていただいているところでございます。

各区対策協議会が抱いておられる不安や疑問点につきましては、さまざまな角度から検討し、将来に禍根を残すことのないよう精力的に開催いただいております。大変感謝いただいているところでございます。それぞれの地域での新名神の通過状況も異なりますことから、協議内容もそれぞれの事情が反映され、進捗につきましても一律ではございませんが、本町といたしましても、各協議会が時間をかけて納得のいく形で設計協議確認書の締結へ進んでいただきたいと考えているところでございます。しかしながら、後々の事業スケジュールに影響を与え、ひいては地元対策協議会へご迷惑をおかけすることにならないよう、町といたしましては調整役を務めさせていただく中で、それぞれの対策協議会が同時期に確認書の締結に進んでいただけるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 次に、宇治田原町住民への影響についてお聞きをいたします。

今のご答弁では、地域によって通過状況が異なるということで、協議内容についても、その事情が反映をされており進捗が一律でない、ということでありましたけれども、現在、設計協議において、どのような課題や問題点が出されているのでしょうか。また、新名神高速道路が通ることによる宇治田原町住民への影響（メリット、デメリット）をどのようにご認識をされているのかお聞きをいたします。

○議長（田中 修） 光嶋理事兼建設課長。

○理事兼建設・環境課建設課長（光嶋 隆） 鉄軌道のない本町におきましては、道路は人と人を結び生活を支える非常に大切なものと認識をしているところでございます。新名神が通過するということは、我が国の大動脈となる国幹道路が本町を通ることであり、人・物が遠方から直接届けられるといったことから、経済活動に大きなインパクトを与えるものであると期待するところでございます。

宇治田原町民と申しましても個人に限らず法人も関係するところでございまして、現実的に有利に働く部分と想定されるものとして、1つ目は、個人でいえば生活に欠かせない衣・食に関係する全てのものが物流を通じて本町に入ってきており、ネットワークの多重化による事故や災害によるリスク分散ができ、代替性の確保が図られ、安定した供給が図られるものと期待をしております。

2つ目は、土地利用のポテンシャルが向上し、企業立地が進めば地域経済の活性化が期待できるとあわせて、就労先の確保が図れると考えられます。

3つ目は、観光時における本町から他地域目的地までの移動時間短縮効果や、観光資源への観光客数増加による地域の活性化が期待できると考えられます。

4つ目は、特に期待するところでありますが、救急搬送において、重篤患者の三次救急医療機関への搬送時間の短縮が図られるほか、災害時の広域連携経路の確保による広域支援の向上に期待できるとあわせて、四方を山に囲まれた本町の安全な避難経路の一つとして期待できるところでございます。

逆に、不利に働く部分と想定されるものとして、何もなかったところに構造物ができますことから、騒音、大気汚染といった環境問題が挙げられます。また、工事期間中には、工事車両の通行や工事箇所周辺地域での農作業等を行われる場合にご迷惑をおかけすることのないよう、ネクスコ西日本に対して適切な対応が図られるよう要請しているところでございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 宇治田原町住民への影響、特にデメリットについてですけれども、高速道路に近接する住民の皆さんは、本当に完成後の生活への影響、先ほどのご答弁にもございましたけれども、騒音や大気汚染という環境問題というお話ございましたけれども、それだけじゃなくて、ごみの問題や事故があったときの対応、また日照、景観等に対する本当にさまざまな不安を抱えておられます。

先ほどメリットとしていろいろ挙げていただきましたけれども、これらの町の発展が一部住民の犠牲のもとにあってはならないと考えますが、この点についての町長のご認識をお伺いいたします。

また、設計協議において将来に禍根を残すことがないように精力的に取り組んでいただいているというご答弁もございましたけれども、私は、現時点でのネクスコ西日本の住民への対応については、不十分だと感じております。例えば設計協議の中で出された質問等に対する回答がなかなか返ってこないとか、近接住民への説明が現時点で何らないことなど、地域の皆さんからは不満の声も上がっております。先ほど申しあげました住民の皆さんが感じておられるさまざまな不安を解消し、丁寧な説明、住民が納得できる形でネクスコに対応させるよう、町として住民の立場で窓口としてしっかりとやってもらいたいと思うわけですが、この点はいかがでしょうか。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、今西議員のご質問にお答え申し上げます。

町の発展、地域の振興は私の願いでもありますけれども、多くの町民の方々も同様のお考えを持っていらっしゃるのではないかと思います。この思いを実現するべく、町政の推進に当たらせていただいておりますけれども、新名神高速道路の実現は本町にとりましても大きなインパクトがあるもので、一日も早い開通を願い、事業推進に協力させていただいております。

高速道路が通過する沿線の住民の方々には、ご指摘いただくようなさまざまな不安を抱いていらっしゃいますことは十分認識するところであり、その不安を軽減し解消することが、私どもの責務であると考えているところでございます。まちの発展が一部の住民の方々の犠牲の上に成り立つなどということは毛頭考えておりませんし、そのようなことが起こらぬよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

また、ネクスコ西日本の住民に対する対応でございますが、事業が本格的に実施されるに際しまして、本町においても新名神・山手線推進室を設置し、担当参事を配置する

などの対応を図りました。今日まで建設・環境課を担当窓口として取り組んでまいりましたが、一層の事業推進を目的として組織の体制を整えたところがございます。今後ともご指摘いただくような対応を町として図れるよう進めてまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 私、個人的には、新名神が完成をすれば、それだけで町が発展するとはとても思っていないわけではあります。ただ、ただいまの町長のご答弁で、沿線住民の方々の不安については十分認識をいただいていると、また、その不安を軽減、解消するのが町の責務だと、こういうご答弁をいただきました。ぜひとも、今後ともそういう方向で町としてのご努力をお願いして、この問題につきましては終わらせていただきます。

次に、町内優良企業の育成についてお聞きをいたします。

まず、労働法制の周知についてであります。

今、長時間過密労働、サービス残業や不当解雇などの不当労働行為、若者を大量に採用し、次々と離職に追い込むブラック企業などが社会問題となっております。これは、経営者の責任感の欠如やパワーハラスメント、末端従業員の犠牲と大量消費を前提とした経営など、経営者上層部に起因するところによるものが多いとされており、経営者上層部に法的知識がないことや無理解が要因となる場合も少なからずあると言われております。健全な産業社会を守り、良質な雇用をふやすためにも、違法行為は是正されなければなりません。

宇治田原町内の企業においても、事業主、雇用主、労働者などを対象とした労働法制についての学習会や講習会の開催など、工業団地管理組合や商工会とも連携する中で実施をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 木原産業振興課長。

○産業振興課長（木原浩一） それでは、今西議員の町内優良企業の育成、労働法制の周知についてお答えいたします。

宇治田原町内の工業団地管理組合では、毎年2回の安全大会を開催しており、その中で従業員の健康管理、職場の環境づくりをテーマとした労働関係機関からの講演会や、また働きやすい環境づくりをするための講習会などを実施していただいております。

ご提案いただきました意見についてですが、商工会や工業団地管理組合と、より働きやすい職場づくりについて、どのような連携ができるか検討することも含め、適切に対

応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 年2回の安全大会の中で、講演会や講習会も実施をされているということですが、例えば今、国会では、残業代ゼロや過労死をますます促進するようなホワイトカラーエグゼンプションの導入や、またその反面、過労死防止対策推進法なども議論をされているところでございます。労働法政、その時々で変わることもあるわけです。ぜひともその安全大会の中で、こういった労働法政についてもしっかりと周知をしていただきますように、ぜひよろしく願いをしておきたいと思えます。

次に、立地、雇用促進条例についてお聞きをいたします。

宇治田原町には、企業立地促進条例と町内雇用促進条例がございます。立地された企業や町内者を雇用した事業所に対する助成制度でございます。現在、町内者の雇用は全体の何%ぐらいとなっているのでしょうか。厚生労働省もさまざまな事業主のための雇用関係助成金制度を実施されております。その中には、労働関係法令の違反があった事業主には助成しないと明記されております。事業主の皆さんの認識を深めていただくためにも、町のこれら条例にも同様の条件を盛り込んではいかがでしょうかと考えますがいかがでしょうか。

○議長（田中 修） 木原産業振興課長。

○産業振興課長（木原浩一） それでは、今西議員の町内優良企業の育成、立地、雇用促進条例についてお答えいたします。

昨年度、町内工業用地内に雇用状況アンケート調査を実施いたしました結果、回収率は76.7%ではございましたが、町内者の雇用は17.5%で、うち正規雇用11.9%と、町内の雇用について企業にはご尽力をいただいております。

また、宇治田原町工業団地企業立地促進条例に基づいて雇用創出助成金を受けられた指定企業は、正規雇用者が雇用された日から1年が経過した日の属する月の翌月中に、正規雇用者の雇用状況に関する報告書を提出していただいております。その報告がない場合や、正規雇用者が雇用開始から1年間継続的に雇用されなかったときや、正規雇用者1人当たりの年間人件費が助成金を下回るとき、偽りその他不正の手段により交付を受け、または受けようとしたときにおいては、交付決定の全部または一部を取り消し、または既に交付を受けた全部または一部を返還させることができると規則に記載してお

ります。また、町内雇用促進条例においては、正規雇用者を雇用開始日から1年以上継続して雇用就労させるものとし、また正規雇用者を雇用する6月前の日から助成金の交付申請日までの間に、当該事業場において他の正規雇用者を事業主の都合により解雇していないものとしており、雇用についての制約を設けておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 町内者の雇用が17.5%、正社員が11.9%ということですが、これはアンケートの回答率が76.7%での数字だということではございます。結果、4分の1の企業については、この数字には反映をされていないということになります。私は、一度きちんと訪問もぜひしていただいて、調査をされてはどうかと思っております。その中でさらに町内雇用をふやすように求めていただけたらなというふうに思っております。この調査だけではなくて、経営上のいろんな悩みやそういったことも含めて、ぜひともご検討をお願いしたい、このように思っております。

さて、先ほどの町の条例についてですけれども、交付決定の取り消しや助成金の返還の規定があると。1年後の報告がなかった場合や、雇用に関しての条件があるわけですが、今、社会問題になっているのは、サービス残業、長時間過密労働、先ほども申し上げましたけれども、こういった不当労働行為などでありまして、それらの意識づけるためにも、労働基準法などの労働関係法の違反についても、私は条例に明記すべきではないかと考えますが、再度、ご答弁を求めます。

○議長（田中 修） 木原産業振興課長。

○産業振興課長（木原浩一） ご答弁申し上げます。

宇治田原町工業団地企業立地促進条例は、宇治田原町内の工業用地に新たに工場、研究所その他事業場を設置する企業に対して助成金を交付することにより、企業の立地を促進し、本町経済の活性化と雇用の機会の創出を図ることを目的としております。また、宇治田原町町内雇用促進条例は、新たに求職者を雇い入れた本町に事業場を有する事業主に対して、助成金を交付することにより、住民の雇用促進及び雇用の機会の増大を図ることを目的としている条例でありますことから、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 条例の目的は、私も十分理解をしております。ただ、その時々

社会情勢に応じて条例の改正はあってしかるべきと考えます。

先日、宇治田原町内の印刷会社の元従業員が不当に解雇されたとして、給与支払いと地位保全を求める仮処分を京都地方裁判所に申し立てたとの新聞報道がございました。本日付の別の新聞では、会社名も公表されておりました。もちろん会社側の言い分もありますので、そのことを取り上げてこの場でどうこう言うつもりはございませんけれども、町内の事業所でそういう裁判なども起きているというのは事実でございます。幾ら町内雇用がふえたとしても、違法行為をしているような企業に対して町の税金から助成をするというのでは、やはり住民としては納得がいかないわけであります。

私としては、宇治田原町で創業されている企業は全て優良企業として発展をしていただきたいと願っております。町内雇用の促進とあわせて今後、不当労働行為などがないように、1問目で申し上げました研修会も含め、企業への啓発の意味からも、ぜひとも条例についてもご検討をお願いしておきたいというふうに思います。

それでは最後に、防災対策についてお聞きをいたします。

この間、地震や大雨洪水、土砂崩れなど、毎年のように大きな災害が起きております。町長も先ほどのご挨拶の中で心配をしているということがございました。特に去年は、運用が開始された直後に特別警報が発令をされ、宇治田原町内におきましても避難勧告が出されるに至りました。今年度も既に異常気象と言われておりまして、関東地方では大雨洪水、土砂崩れの危険があると。また昨日、地震もありましたけれども、自然災害に対する備えには万全を期す必要がございます。

防災対策につきましては、先ほど山内議員の質問にもいろいろございました。さまざまな課題があると思いますけれども、今回は住民への情報伝達方法に絞ってお聞きをいたします。

命を守るためには、どんな情報や警報が出ているのか、どこへ、いつ避難すべきなのか、あるいは今は屋内待機を続けるほうがいいのか、そういう情報は基本でありまして、はっきりとわかるように住民の皆さん一人一人に確実な情報を届ける必要がございます。その手段として、私は最も有効なのが直接、情報が伝達できる各戸への戸別受信機の設置ではないかと考えております。昨年の12月議会では、きめ細かな情報伝達手段について検討してまいりたいとのご答弁がございましたが、きめ細かな情報伝達手段について、どのような検討をされたのか、また戸別受信機についてのご検討はいただいたのかお聞きをいたします。

○議長（田中 修） 山下理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（山下康之）　ご答弁申し上げます。

住民の皆さんへの情報伝達は非常に重要と以前から答弁申し上げているとおり、災害現場の情報を迅速かつ的確に収集して、住民の皆さんに対して、その情報を的確に伝達するため、移動系町防災行政無線を導入しているところでございます。

ご質問にあります戸別受信機の整備には、同報系防災行政無線の整備に伴い検討するものであり、現在、デジタル化への移行、同報系の内容についてメリット、デメリットを整理する中で、引き続ききめ細かな本町にあった情報伝達手段について検討してまいりたいと存じております。

以上でございます。

○議長（田中　修）　今西君。

○5番（今西久美子）　災害の種類や地域によって避難場所や避難の方法などは変わることがございます。例えば、田原川が増水をして危険なときに、より川に近い避難所に避難するのかどうか。例えば、犬打川が決壊しそうなときに、田原小学校が避難所になっておりますけれども、そこが本当に安全なのか。昨年の台風18号の際には、宇治田原小学校が浸水をしたり、国道が崖崩れで不通になったりいたしましたけれども、そういう情報は、その瞬間瞬間には住民の皆さんには全く届かないわけでございます。しかし、そういった細かな情報こそ、避難の際には必要ではないかと思うわけで、現時点での伝達方法、例えば広報車にしても、テレビやラジオ、携帯電話などでの情報では、私は不十分だと思っております。情報、先ほども言いましたけれども基本でありまして、状況がわからないと判断に迷うこととなります。

先ほどから申し上げております戸別受信機につきましては、他市町でも既に幾つかのところが導入をされております。例えば、南丹市では、宇治田原町と同規模の旧八木町の範囲だけを見ましても、3,000世帯余りで2,400戸ほどの受信機をつけておられまして、これが3億円程度の費用だそうであります。和束町では地域が広いため中継の支局もつくり、屋外の放送用のスピーカーを28カ所ほどつけ、その上に1,700台の戸別受信機を配っておられます。これは2年計画でやられて4億円程度だそうであります。いずれにしても国の防災減災の事業債などを使い、持ち出し少なく実施をされたということでございました。さらに、八幡市では非常に合理的でして、自治会の役員さん、また土砂災害警戒区域に指定をされた地域の住民に対して、防災ラジオを配布しておられます。ラジオは1個8,000円程度だそうで、周波数を指定して業者に発注をされました。八幡市は既にデジタル化が済んでおられますので、アナログ

に変換する設備をつくるのに1, 200万円ほど用意したとのことですが、総額で2, 000万くらいだそうです。住民の方は、ふだんはその防災ラジオで相撲やニュースを聞いていて、必要に応じて市からもお知らせが割って入るという形で活用されています。これ以外にも多くの市町で導入がされたり、検討されているということもお聞きをいたしております。

いざというときに最も大事な住民の命、安全を守るという点で、確かな情報を迅速にきめ細かく伝達することは非常に重要であり、先ほどから申し上げております戸別の受診装置が非常に有効であると考えますが、町のお考えはいかがでしょうか。

さらに、この間の状況を見ましても防災については喫緊の課題であり、情報伝達の方法を今、検討しているということですが、早急に検討し、予算化も含め具現化する必要があると考えます。検討中とのご答弁でしたけれども、いつまでに結論を出し具現化をしていくのか、その計画を持つべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 山下理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（山下康之） ご答弁申し上げます。

先ほども答弁申し上げましたが、住民の皆さんへの情報伝達は非常に重要と認識しております。地域防災計画に掲げております情報連絡体制の整備の中で同報系防災行政無線の整備を検討するとしており、デジタル化に伴う現在のアナログ防災行政無線のあり方も含み、検討を行うことといたしております。

つきましては、宇治田原町に合った伝達方法について、あらゆる面から検証しながら有利な財源確保も含み検討してまいりたいと存じます。今は、いつ、どのような災害が発生するかわからない中で、住民の情報取得方法は多様化し、テレビ、ラジオだけでなく携帯電話やインターネットといったところからも情報を得ることができます。それに加えて、昨年の台風18号による豪雨、一昨年の南部豪雨等の教訓を生かし、町から住民への情報伝達は重要なものと考えており、その一つとして同報系防災行政無線の整備は今後の重要な課題として認識しているところです。

もちろん、昨今の風水害により、住民方々の防災意識は高まりつつありますので、向こう三軒両隣と申しますように、いざというときには隣近所の助け合いが一番重要と思っております。各地域自主防災会とも連携しながら、住民の皆さんの安心安全のための取り組みを進めてまいりたいと存じます。

同報系防災行政無線の整備を検討する中で、有効な情報伝達方法である戸別受信機も含めて検討してまいりたいと考えております。また、整備の時期につきましては、今後、

有効な手法を検討し、適切な時期に実施してまいりたいと存じます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 先ほどのご答弁では、住民への情報提供は重要だと、それは十分ご認識もいただいておりますし、戸別受信機についても有効な情報伝達方法であると、こういうご答弁でございました。同報系の無線を検討するということもありましたが、向こう三軒両隣、隣近所の助け合い、本当に重要だと思いますけれども、それにしてもやっぱり情報が必要なわけでありまして。

町長は、公約の中で、暮らしに安心安全ということで災害に強いまちを目指すと言われております。整備の時期につきましては、適切な時期というご答弁、今ございましたけれども、喫緊の課題であることを十分ご認識いただき、私は早急に整備をしていただきたいというふうに考えますが、最後に、町長のご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、今西議員のご答弁をさせていただきます。

先ほどもご答弁させましたけれども、的確な情報伝達は生命・財産にかかわることもあり非常に重要と、日ごろから認識をしておるところでございます。私も暮らしに安心安全、防災に強いまちを目指すことを公約に掲げ取り組んでいるところでありまして、本年4月1日からは総務課に危機管理室を設置し、なお一層、住民の皆さんの安心安全を基本として推進しておるところでございます。こうした中で情報伝達の一つとして防災行政無線整備は大変重要と考えておりまして、関係機関とも連携を図りながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 本当に災害はいつやってくるかわからない、本当に忘れたころではなくて、忘れぬ先にやってまいりますので、検討する検討するということですが、早急な検討、そして結果を出していただくことを求めまして質問を終わります。

○議長（田中 修） これで、今西久美子君の一般質問を終わります。

引き続きまして、1番、垣内秋弘君の一般質問を許します。垣内君。

○1番（垣内秋弘） それでは通告に従いまして、1番、垣内秋弘が質問いたします。

2件ございますが、まず1件目は、立川・平岡地区の砂利採取後の対応について質問をしたいと思っております。

この件に関しましては、今までに再三にわたり問題提起してまいりました。少し整理して申し上げますと、平成21年6月議会では、業者は府内北部へ移転も予定されているため、そう遠くない時期に土地利用について終止符が打たれるものと考えていると伺ってまいった次第でございます。そして、その1年半後の平成22年12月議会では、移転に向けて指導してきた、実行に至る資金繰り及び移転候補地の問題等々が絡み、結果として移転できなかったことは遺憾に思っている、また仮設橋の許可期間も完了していることから、早急に移転ができるように引き続き対応してまいりたいと考えています。仮設橋は許可者であります京都府とも連携をとりながら対応してまいります、京都府においても9月末に掲示看板を掲示し撤去に向けて取り組んでいただいている、いずれにしても仮設橋の許可期限が満了した中、早急に撤去させなければならない課題であり、あわせて仮設橋を利用している業者の撤去も整理しなければならない課題であり、引き続き指導してまいりたいと考えているという、そのような答弁をいただいております。

また、仮設橋につきましても既に占用期間が切れており、撤去するようというところで、事業者とも話し合いをした中で撤去についての約束を取りつけております。また、いつまでも許可期限が切れたままで放置することもできませんが、一定、年内、ここで言う年内というのは平成22年内でございまして、ぐらいには方向性をはっきり出していただくよう話し合いも行っていると。

このような話を聞いてから今までに約3年半が経過したわけですが、現在に至っても何ら変化はございません。そもそも仮設橋の京都府の許可は、平成17年度から平成21年度まで期限切れとなるわけでありました。5年間ということではございました。その後どのような調整をされてこられたのかお伺いしたいと思います。経過なり整理してわかりやすくお答え願いたいと思います。

また、景観、美観につきましても、お茶のまちとしてふさわしい景観はどうあるべき等、我々の町にとって一番ふさわしいものはどういうものなのかということ、京都府なり国の関係部局のご意見をいただき検討を進めているのが実情であると伺ってまいりました。この件に関しましては、いつとなく問題提起され、再三にわたって何とかしてほしいという地元の強い切実な声を、要望等を踏まえて質問してまいりました。地元住民からは、あの姿を見たときに不安と怒りの声が聞かれます。今までからも行政指導を行っていただいておりますが一向に改善してきませんでした。その結果がその時々において都合のよいその場限りの答弁をされてこられた結果、何年たっても未解決のままになっているわけでありまして。その後どのような調整をされてこられたのかお伺いしたいと

思います。経過なり整理して、わかりやすく御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（田中 修） 光嶋理事兼建設課長。

○理事兼建設・環境課建設課長（光嶋 隆） 平岡地区の砂利採取跡地の動向につきましては、砂利採取完了後に現在のような土地利用に変遷しておりますが、利用内容そのものは法令に抵触するものでもなく、それ自体を否定できるものではございません。

この間、地域の皆様方のお声をもとに、議会においても種々ご質問を頂戴する中で、行政として対応する内容について答弁させていただいてまいりました。当時の社会状況はもとより、事業主サイドのさまざまな事情も踏まえた中で、その時々状況なり、また指導する内容について説明いただきましたが、結果的に実現するには至っておりません。事業主サイドにおいては、経済活動を行う中で、当方の指導に対し回答を寄せ、実現に向けて努力していただいておりますが、この間の不安定な社会経済動向の影響に左右されてきたのが実現に至っていない要因の一つであると推測されるところでございます。

今後も引き続き、事業主サイドには指導を続けてまいる所存でございますので、どうかご理解賜りますようお願いをいたします。

次に、仮設橋の問題についてでございますが、砂利採取行為を目的に占用を許可されており、平成21年度には占用期間が満了しております。期間満了後における対応につきましては、占用許可権者である京都府からも指導いただいているところですが、現在かかる仮設橋の代替橋を架橋すべく段取りを進めた時期がございまして、その際の話合いの中で代替橋完成までの間は仮設橋の継続使用を容認することとなったと記憶しております。

代替橋の申請につきましては、既に許可を得ておられ、後は架橋工事を残すのみであります。資金面の関係等により未着手の状況が続いていると聞いております。こうした状況につきましては、京都府にも考え方を確認する中で進める必要があると思っておりますし、京都府と協調しながら指導してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、景観についての問題でございますが、国や京都府とも相談し御意見をいただく中で検討を重ねましたものの、なかなか決め手のないのが実情でございます。これは景観自体に対する明確な考え方が確立されていないことや私有財産に対して制限を加えることの問題など、単に見た目がどうこうというだけでは規制することが難しいことによります。地域の方々のおっしゃいます内容は、当方といたしましても理解するところで

ございますけれども、このような事情から強力な規制や指導を行うことが難しく苦慮いたすところでございます。

今後、国や府において、新たな景観に関する考え方が示されるような状況になれば、また違った展開も予想されるところでございますが、現状では推移を見ながら対処することとなりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） それでは、2回目の質問をいたします。

今、宇治茶生産の景観について世界文化遺産の登録を目指して、本格的な動きをされるようになりました。その中では茶園というのはもちろんのこと、地域、集落の景観、茶師、茶商の実態等を幅広く生産から販売、お茶を飲みほぐす心の部分まで総合的に位置づけを高めながら、世界文化遺産の登録に結びつけようと今後着々と準備が進んでいくものと思うところであります。

このように高い目標を掲げながら、山城地域を中心に一体となって取り組まれる中、本町もその一翼を担って活動されていくものと思いますが、お茶のまち宇治田原にふさわしい景観のあり方も要求されるところであります。その中で立川平岡地区の景観は、どう見てもふさわしいとは言いがたいわけであります。お茶のまちにふさわしい景観のあり方や環境を守るための方策について研究検討を進め、景観条例を受けとめており、整理していく旨の内容を過去にも伺ってきたところでありますが、この点について、どのように受けとめておられるのかお聞きしたいと思っております。

○議長（田中 修） 光嶋理事兼建設課長。

○理事兼建設・環境課建設課長（光嶋 隆） お茶は、本町にとりましてかけがえのないものであり、後世に引き継がなければならない貴重な財産であります。このようなことから、守るべきものは何かを考えたとき、茶畑の景観もその一つであると思っております。まず景観を守ろうとした際に最も注意を要さなければならないのが景観のベースとなる土地に係る権利関係であり、土地所有者の意向や法的要件などが規制をかける場合には、大きくかかわりを持つこととなります。都市計画の風致地区、農振農用地、保安林など法令により、何がしかの強力な規制が適用される場合もありますし、特段の規制や制約の適用されない場合もございます。特に規制のかからぬ条件下にありましては、本質的には土地所有者の意向により土地利用がなされるものであり、法令違反等がある場合は別として、基本的にはこれを制限することは難しいと言えます。

ただ、その一方で自分の土地なら何をしてもよいのかと申せば、必ずしもそれが正し

いとは言えない面もあり、それぞれの事案を判断し、適切な指導を行わなければなりません。いずれにいたしましても、容易なことではございません。

このようなことから、国や府にも相談を申し上げまして、また全国の事例などを研究いたしておりますが、なかなかこれといった決め手となる方策が見出せないのが実情でございます。その点は過去にも答弁させていただいている状況から大きな変化はございません。しかしながら、ご指摘いただきました点につきましては大きな課題であると受けとめておりますので、今後も研究を重ねてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） なかなか具体的な答弁はいただけないわけですが、この件に関しましては、過去から一向に進展していないということで、地元住民からは非常に切実な声、何とかしてほしいなという強い思いを持っておるのは事実であります。ただいま過去に計画されてきた移転等についても白紙状態に戻り進展がなく、国や府と相談しながら研究いただいているわけですが、決め手となる方策が見出せないという答弁をいただきました。

しかし、この開発に関する取り決めといいますか、決められた条件というものが存在するわけであります。チェックするなり、話し合いを行い、解決の糸口を見出させていただきたいと思っております。この6月より田中副町長も誕生いたしました。現場は十分確認していただいて状況等を把握していただきながら、特に京都府とのパイプ、精通されていると思っておりますので、今後期待しておきたいと思っております。ぜひ早急に現場を確認してください。あわせて、町長も国や府との太いパイプをお持ちであるということは常々おっしゃっております。ぜひ解決に向けてご尽力をお願い申し上げまして、1件目の質問を終わります。

2件目でございますが、人口減少対策ということで、今後のまちづくりについてお伺いしたいと思います。

先般、安倍首相は政府の経済財政諮問会議と産業競争力会議で人口減少に歯どめをかけるための目標のあり方を含めた対策を検討するよう、森雅子少子化担当大臣に指示されたことを受け、議論が広まっております。現在、全国平均で1.43人の出生率を2020年から2030年にかけて人口を維持できる2.07人まで回復させようとしていますが、この値というのは、団塊の世代の人が結婚した、つまり第2次ベビーブーム期の数字であります。相当高い目標値であります。その結果、50年後には1億人程

度を維持することを数値目標に提言されました。ちなみに京都府は1.23人と全国でワースト2であります。

少子化に伴う人口減少は、我が国における最大の国難の一つであることは言うまでもありません。結婚や出産は個々人の意思であり一概に騒ぎ立てることも強制することもできませんが、このまま放置すれば、人口の急降下は避けることができません。現在社会においては、ニーズや価値観、生活形態や労働環境も大きく変化する中、出生率回復には、子育てと仕事の両立支援だけでは不十分であると思います。結婚を希望しながらできない人を減らすことも重要であります。労働条件から見ても、非正規雇用がふえ、求婚したくてもできない男性もふえております。このようなことは今、全国的な課題として注目されておりますが、半数近い自治体が今後30年で20から30代の女性が半減し、少子化が加速することにより、まちは確実に衰退し、自治体の運営が難しくなり、最悪消滅する可能性があるとして指摘されております。今、私たちに直接身に降りかかる問題ではありませんが、近々襲ってくる深刻な課題であります。

その中で京都府の将来予測について、新聞にも報道されておりました。府内36市町村のうち、3分の1に当たる13市町村が、2040年に若年女性が半減する消滅可能性都市と指摘されました。その中で過疎化が進む市町村の減少率が高くなっております。近隣市町もその対象に入っており、厳しい実態を指摘されております。当面、本町は対象地域から外れておりますが、油断はできません。対応策は十分検討しておかなくてはなりません。町長は、この実態をどのように受けとめておられるのかお伺いしたいと思います。

また、このような内容を踏まえ、将来を見据えたまちづくり総合計画を作成する上で、人口推移をどの程度に設定していくのかが重要なポイントになりますが、10年前では推定計画を約1万3,000人ぐらいに設定したまちづくりを想定して取り組んできました。現在では下方修正しながら、今現在で判断したときの人口推移はどれぐらいに定めようとしているのかお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、垣内議員のご質問にお答え申し上げます。

去る5月、民間の有識者らでつくる日本創世会議が、2040年までに全市町村の約半数に当たる896の市町村で20代から30代の女性が5割以上減少し、将来的には消滅する可能性があるとの人口推計を発表したことは、全国の自治体関係者や住民に大きなショックを与えました。京都府内においても13市町村が該当する中、本町は含ま

れませんでした。決して将来的に安泰と言えるものではなく、人口流出や少子化の進行に強い危機感を持つ必要があると改めて痛感したところでございます。

このような中、本町の現状に目を向けてみますと、平成18年3月に策定いたしました宇治田原町第4次まちづくり総合計画における将来人口では、平成27年に1万1,500人、平成32年に1万2,500人とする想定をしておりましたが、現状においては1万人を若干下回る人口となっておるところでございます。本町では、平成26年及び27年度の2カ年で宇治田原町第5次まちづくり総合計画の策定を予定しており、その中で将来の目標人口を定めてまいりたいと考えております。

現時点においては、詳細な人口推計には至っておらず、具体的な数値をご提示できる段階ではございませんが、今後の各種施策の実施やまちづくりへの取り組みを通じて、人口を回復基調に乗せていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） それでは、2回目の質問をいたします。

平成25年度版の統計書を見たときに、町内11地区のうち、昭和31年当時に人口がピークであった郷之口をはじめ、禅定寺、湯屋谷、奥山田等と5地区の人口はピークでありました。この地域においては、その後53年間の人口推移は減少し続けています。言いかえますと、新しく住居を構えて増加する地域以外は、この兆候は半世紀前からあらわれてきておるのは現実であります。銘城台、緑苑坂以外の地域も平成になり増加はしたものの、現在では頭打ちであるとともに、新興以外は全て減少いたしております。

このように考えますと、条件面で限られていますが、新しく入居する人が増加するか、あるいは少子化対策に手を打つか、何か行動をしながら対策をしていかないと、町そのものが成り立たなくなります。産業や地域振興、町の活性化という面におきましても、深刻な課題であります。今から考えられる対応策は手を打つべきであります。町長として将来のまちづくりをどのようにイメージされているのか、具体的に何を指針に取り組まれるのかお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 町内各地域における状況につきましては、議員ご指摘のとおり、新興住宅地での人口増加はあるものの、従前からの集落の多くで人口減少が続いておりました。まちの活力維持という観点からも、人口流出に歯どめをかけることは喫緊の課題となっておるところでございます。

こうした中、将来のまちづくりをイメージするには、やはり定住化の促進と少子化対策が最重要であると考えておるところでございます。そのためには、例えば新名神高速道路という国土軸を活用した生産活動や商業機能の整備による職場の確保とヒト・モノの交流、そして子育て支援の充実による子どもを産み、育てやすい環境づくりなどについて特に重点的に積極的に取り組む必要があると考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） それでは、3回目の質問をいたしますが、新都市ゾーンにおいて、当初は住宅地も加味しながら計画をされていましたが、方針転換され、工業地を中心にした計画に変更されました。今、本町において緑苑坂地域は増加の余地はありますが、その他の地域においては、大きく増加する要因もありません。子どもの数でその町の実態がわかるとともに、将来につながる活性化のバロメーターと言っても過言ではありません。人口減少に適切に対応した施策を考えて取り組まないと、将来への明るい光は見えてきません。魅力ある宇治田原をつくっていくために、町長は就任当時からおられることは、20年、30年、50年先もこのまちに住む人が住んでよかったなど実感できるまちづくりを実現することが重要であり、「好きやねん うじたわら」を合い言葉にされてきましたが、町長の思いとこれからの取り組みについてお伺いいたします。

当面の課題として子育て支援、新都市ゾーンへの企業誘致も必要ですし、今、本町においても結婚適齢期を迎えている人がたくさんおられます。町を活性化するためにも、町内各種団体と連携を図り、協力関係を構築しながら、婚活運動や子育て支援の推進を検討すればと思います。今、京都府においても、婚活アドバイザーの養成、出産時における産前・産後の支援等々、さまざまな取り組みも検討されているようであります。町長のご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 私が常々申しております「20年、30年、50年先の未来に希望と責任が持てる」、そして町内外の方々から「好きやねん うじたわら」と言っていただけのまちづくりの推進という政治姿勢は、今後においても何ら変わりはありません。その具体化のために各種施策の推進が必要ですが、先ほど申し上げましたように、特に子どもを産み、育てやすい環境づくりは重要であると考えておるところでございます。

こうした中で、議員ご提案の婚活運動につきましては、近年、全国的にも青年団体等と連携して取り組まれておるところもあり、まちの活性化につながる一つの取り組みで

あると考えます。

折しも本町におきましては、現在、来年度から新制度の実施に向けた子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、子ども・子育て会議を設置し、具体的な子育て支援のあり方等についてご議論いただいております。今後、計画的に基づき、郷土愛や定住促進にもつながる視点を持った各種事業の展開を行い、きめの細かな支援体制の構築を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） 人口問題というのは、人口の推移というのは、将来のまちづくり計画のあらゆる活動を行う上における基礎データになるわけでもあります。特に長期的な視野に立っての適切な判断と対応をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（田中 修） これで、垣内秋弘君の一般質問を終わります。

引き続きまして、7番、谷口重和君の一般質問を許します。谷口君。

○7番（谷口重和） それでは、7番、谷口が通告に従いまして一般質問を行います。

まず最初に、役場庁舎について、西谷町長にお聞きいたします。

町長は、12月議会において稲石議員は役場庁舎移転新築を、私は庁舎新築はイエスカノーかの質問に対し、田原川堤防下にある現庁舎では、豪雨時に災害対策本部機能を果たせない状況に陥る心配がある、そのため必要な防災機能を有した施設等々を総合的に判断し、本町にふさわしい新庁舎の整備に取り組んでいきたいという答弁でした。私個人的には、最初から地産地消の観点をも含め、地元産材を使った木造平家の庁舎と強靱な防災センターをと発言してまいりました。もちろん、立地条件の整った場所でもあります。

田中副町長が誕生した今、移転新築に向けての計画は、いつごろ、何から、どうして進めていくのか、デザイン設計、規模及び予算、そして工程と実施について、町長の考えをお聞かせください。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 谷口議員のご質問にお答え申し上げます。

新庁舎の建設は、行政事務や災害対策活動の拠点として整備することはもちろん、住民協働によるまちづくり運営や周辺地域への土地利用に対する影響等も念頭に入れて整備する必要があると考えております。したがって、庁舎建設計画の策定にあっては、

行政だけでなく、議会や幅広い分野の方々のご意見をもとにつくり上げることを基本理念としております。

このような考え方に立ちまして、計画策定に係る体制面といたしましても、庁舎内のプロジェクトチーム等を中心に基本計画（案）を作成し、外部有識者等を含めた庁舎検討委員会の提言やパブリックコメント等を経て決定してまいりたいと考えております。

このため、平成26年度につきましては、新庁舎の規模や機能、建設計画に関する考え方などについて調査・検討してまいります。具体的には、本町における公共施設の総合的なマネジメント、本庁部門の集約、協働自治に資する空間の整備、災害対策活動の拠点となる空間の整備、町内産材の活用方策等も踏まえ、必要面積の算定やフロア構成などを整理してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○7番（谷口重和） 次に、3月議会においても質問いたしましたが、台風18号の被害対策について再度質問いたします。

河川改修がいまだ着工されていない箇所がある中、6月に入り、梅雨の時期というとき、雨量は増し、そのうち大雨や台風シーズンになり、ことしは災害があっては困りますが、ない保証はありません。3月議会に例に挙げました箇所などは、再度、豪雨に直面しますと被害は想定できないと思われまます。私的財産が損傷しかねない、二次災害にもなりかねない防災、減災の起点に立っていない。聞けば業者が少なく優先順位をつけて工事をしているということですが、町全体の土木事業をやりくりすれば、もう少し工事は前へ進むはずです。例えば下水工事を後回しにするとか、いろいろ工夫はあると思われまます。行政として府や町はどのように考えているのか、考えをお聞かせください。

○議長（田中 修） 光嶋理事兼建設課長。

○理事兼建設・環境課建設課長（光嶋 隆） 災害復旧の進捗につきましては、被災箇所数の関係から事業着手がおくれておりますところもございまして、ご心配をおかけしておりますこと、大変申しわけなく思っております。京都府におかれましても、昨年の災害発生時点から早期の復旧に向け取り組みいただきましたが、被災箇所数が余りに多いことが関係をいたしまして、全てを実行することができない状況となっております。

このことから、災害の程度や影響の範囲などを考慮し、事業実施の優先順位を設ける中で順次着手をしていただきましたが、河川に関する事業につきましては、6月中旬か

ら10月中旬までの出水期に工事をすることができませんので、それまでに完了するか10月以降に着工するかのどちらかとなります。このため、現在、未着工の被災箇所につきましては、この秋、10月以降の着工となる予定でございます。なお、未着工の被災箇所につきましては、現場の状況などを見まして、必要な箇所につきましては、出水期が到来するまでに応急復旧工事を施工することとされております。着工までの間につきましては、降雨時など適宜巡回するなど、状況を注視してまいりますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

また、他の事業を後回しにしてでも災害復旧事業が進むように工夫できないかのご指摘についてでございますが、行政事務は、それぞれの役割や目的に基づいてとり行っておりますので、災害発生時点の緊急対応はさておき、現下の状況ではご指摘のような対応を図ることは困難でございます。

関係者はもとより、地域の皆様方のご心情にも配慮申し上げなければならないことは重々承知いたしており、十分な安全を確保するよう、京都府とも努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○7番（谷口重和） 次に、介護保険施設の整備について質問いたします。

4月にサンビレッジ宇治田原を視察研修し、施設職員から特別養護老人ホーム入居希望者の状況を聞いたところ、定員50名に対し130名もの申し込みがあるとの説明がありました。現在、宇治田原町の65歳以上の人口割合は25%を超えており、ここ数年には、いわゆる団塊の世代が65歳以上に達することになります。こうした高齢化が進む中、住みなれた宇治田原で要介護状態になっても住み続けていくためには、介護保険サービスの充実を図ることが必要であると考えます。

現在、町内にはデイサービスセンターやデイケアセンターなどの通所施設が数カ所ありますが、ショートステイや訪問看護など、さまざまな介護サービスがメニューとして用意されている中で、本町の利用者や介護者が求める利用回数、そしてサービス内容に十分対応できているか疑問に思うところであります。

また、130名もの申込者がある特別養護老人ホームの整備は喫緊の課題であると思えます。そして、現有の介護保険事業計画においては、地域密着型サービスの複合型サービス事業所を開設すると位置づけされており、今年度には公募されると聞いています。

このような状況の中、まず1点目には、宇治田原町における介護保険事業所の整備に

ついて、今後、整備を進めていくのかどうかをお伺いします。また、2点目に、複合型サービス事業の公募に係るスケジュール及び公募した場合の補助金に対する考え方をお聞かせください。

○議長（田中 修） 黒川健康長寿課長。

○健康長寿課長（黒川 剛） 特別養護老人ホームサンビレッジ視察時における申込者の状況につきましては、約130名との説明があったところですが、改めて施設側に確認いたしましたところ、申込者はことし4月1日現在で131名とのことでございます。その内訳でございますが、町内居住者が83名、町外居住者が48名となっております。町内居住者の83名のうち、既に亡くなられた方が7名おられますので、実質の町内からの申込者は76名となります。

町内からの申込者76名の要介護度別の内訳でございますが、要介護度1が13名、要介護度2が19名、要介護度3が16名、要介護度4が14名、要介護度5が10名で、制度上、施設利用の対象でない要支援者が4名となっております。また、この要介護度1以上の方の現在の状況でございますが、町外の介護保険施設や医療入院、介護つき住宅などの施設利用者が23名、在宅が49名であり、重度と言われる要介護度3以上の在宅の方に限定いたしますと22名となっております。

施設側からも、131名の申込者に対し意向確認書を送付されており、全体の3割に相当します38名から回答が届いていない状況にありますが、真に入所を必要としておられる人数の把握に努める中で、本年度に改定いたします介護保険事業計画策定において、介護サービス量の見込み算定などを行い、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）をはじめとしました各種介護保険サービスの種類及び必要量について検討してまいります。

また、地域密着型複合型サービスについてでございますが、現計画において複合型サービスの整備を位置づけており、公募に向けた準備に着手したところでございますが、現計画に位置づけがない小規模多機能や認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームを整備することについては、京都府と調整を進めてまいります。

既に整備されている近隣市町の運営の状況や京都府や国の整備に対する補助制度を勘案し、今後、早急に関係機関との調整を行い、公募を実施できるよう取り組んでまいります。

また、施設整備に係る補助金につきましては、これまでの介護保険事業所整備への実績等を踏まえ、整備してまいりたいと考えております。

○議長（田中 修） 谷口君。

○7番（谷口重和） それでは、終わりに、役場庁舎と介護保険施設の整備問題につきましては、今後よく精査いたしまして再度質問することを申し上げ、私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、谷口重和君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。午後1時30分から再開いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時30分

○議長（田中 修） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

9番、奥村房雄君の一般質問を許します。奥村君。

○9番（奥村房雄） 通告に従いまして、9番、奥村房雄が一般質問をさせていただきます。

それでは、新名神を活用したまちづくりについて質問をします。

新名神高速道路は、一昨年4月に事業が再開され、平成35年の供用を目標に事業が進められております。お隣の城陽市では、そこを見据え、広域圏からの集客が期待できる複合型の大型商業施設や大規模物流施設の構想が新聞で報じられております。（仮称）宇治田原インターチェンジの進入口は郷之口にあります。9年後供用されれば日本全国津々浦々の方々の利用が見込まれます。隣接する宇治市を訪れる観光客もこのインターチェンジを利用し、今以上に増加するものと思われれます。

本町の新名神を活用したまちづくりの展開についても、この宇治田原インターチェンジの利用者を見込んだ戦略が大変重要であると考えます。そこで、長距離ドライバーがふえ、女性や高齢者ドライバーが増加する中、一般道路にも安心して立ち寄り、利用できる快適な休憩をとるため、たまり空間のニーズが高まっており、また沿道地域の文化、歴史、名所の情報、また地産新鮮野菜、特産品などの販売等による地域発信機能を持った道の駅が注目されております。

宇治田原インターチェンジを、新名神高速道路の進入口としての役割だけではなく、利用する多くの方に寄っていただき、本町の歴史をはじめ、自然豊かな景観を売りに、宇治田原町の発信基地の機能を備え、また、茶文化にふさわしい施設を兼ねた道の駅から、活気あるまちづくりを考えてはどうでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（田中 修） 奥谷企画課長。

○企画・財政課企画課長（奥谷 明） ご答弁申し上げます。

新名神高速道路は、本町の経済産業や文化活動の振興に寄与する新たな町の基軸として、重要な役割を担うものと考えております。その上で、新名神高速道路の宇治田原インターチェンジの開業に伴い増加が見込まれる利用者をターゲットとした観光誘客戦略や交流人口の増加を踏まえたまちづくりを進めていくことは、今年度から策定に取りかかります第5次まちづくり総合計画や観光振興計画における将来のビジョンを検討する上でも、重要な課題と認識いたしております。

議員ご指摘のとおり、道の駅等による活力あるまちづくりにおいては、道の駅を単なる休憩スペースや道路情報を提供する道路施設としてだけではなく、観光資源としての活用や、まちづくりの交流拠点とされている事例もあり、本町におきましても、産業、観光、まちづくりの活性化等の観点からも、その整備は有効な手段の一つであると考えております。

したがいまして、今後、道路、産業振興、まちづくりの関係課及び商工関係団体等による研究を進めることが重要であると考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 奥村君。

○9番（奥村房雄） 道の駅は、これは所管が国土交通省になるわけなんですけれども、現在、全国では1,030駅、近畿地方においても124駅が登録されております。京都府下で申しますと16駅がありますが、大体地理的には北中部に集中しており、現在、京都南部地域にはありません。

しかし最近、南山城村では道の駅を拠点に南山城おこしをとという趣旨で、国道163号線沿いに道の駅の開業（2017年春予定）に向け、開設準備が行われております。開設に向けて商品開発などを担当し、道の駅を拠点に活動する専任の職員、臨時職員ですが2人募集しているということは最近の新聞記事に出ておりました。

本町におきましても、活気あるまちづくりの観点から、先ほどのご答弁にもありましたように、第5次まちづくり総合計画、また、観光振興計画の策定には、ぜひ道の駅構想を取り入れていただくことを切にお願いし、私の一般質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、奥村房雄君の一般質問を終わります。

引き続きまして、10番、内田文夫君の一般質問を許します。内田君。

○10番（内田文夫） それでは、通告に従いまして、町政についてと教育についての2件に関して質問をいたします。

まず、町政についての一問、副町長選任後の今後の施策について伺います。

町長は、就任以来「副町長は絶対必要なんだ。体制の強化のためにも早いほうがよい。」と常々発言をされてまいりました。今般、英知と豊かな経験を持たれた副町長の選任が完了したこの時点で、今後の施政方針に幾ばくかの変化があるのかないかを、まずお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 副町長の選任を終えた今後の施政方針について変化があるのかというご質問について、お答えをさせていただきます。

平成26年3月議会におきまして私が述べさせていただきました施政方針では、これまでどおり、町内外の方々から「好きやねん うじたわら」と言っていたけるまちづくりの推進に向け、各般にわたる町政運営に対する所信の一端と主要施策の概要をお示しさせていただいたところでございます。

平成26年度がスタートし、現在、この施策方針に基づき各種町政の運営に邁進しておるところでございますが、こうした中で、かねてより熟慮を重ねてまいりました副町長人事につきまして、去る5月に議会のご同意をいただき、選任させていただくことができました。

このような状況の中、議員お尋ねの、副町長の選任による施政方針の変更の有無についてでございますけれども、副町長の就任により本町が目指すべきまちづくりの方向性が変わるものではございません。

副町長が選任できましたことは、本町が抱える懸念や課題に対して積極的にアプローチする体制が整ったと認識しており、今後の円滑な町政運営に大きく寄与してもらえるものと期待をしておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 内田君。

○10番（内田文夫） 答弁の趣旨は、副町長選任後も施政方針に変わりはなく、体制の強化が整ったと。副町長の町政運営に大いなる寄与を期待しているというふうに理解をします。そうでありますならば、その万全の体制で素朴で勤勉、なおかつ忍耐強い一万住民が報われるような有益な施政が増大することを期待をいたしまして、次の質問に入ります。

町政についての2問目、4月1日付の人事異動についてお伺いをいたします。

当町は、平成17年4月1日付で、総務、産業、民生の3部長制を廃止されました。組織のスリム化、フラット化を図るとの理由をもってでありましたが、その時点では職

員数に変化はなかったと承知をしております。

昨年6月の定例会のこの件についての質問に対し、再設置に極めて前向きな答弁を得ていたにもかかわらず、なぜ部長制を採用しなかったのか。職員でも首をかしげる多忙な課長兼務の理事制で統括が可能なのか、甚だ疑問であります。この件については、前町政を継承するとの発言から、遠慮があるように推察をするところですが、民間出身を自認するニューリーダーが人事にすら新風を吹き込むことができないのでは困ったことだと存じます。

ちなみに、この体制のもとで投資額についての決算ベースの集計を行い、総合計画に係る実施計画の実績額の把握等が万全にできるか不安を感じておりますが、どうお思いでしょうか。

一方、職責に足る人がそのポストにつくのも一つであります。ポストが人をつくるのも、これまた事実であります。人事面における円滑な継承、保持のためにも若い有能な職員を対象に抜てき人事をやる必要があると存じます。トップが責任をとる気概を持てば、今すぐにでもできるではないですか。部長制に戻すのが、気が重いのであれば、例えば少子高齢化対策推進室、産業建設推進課対策室ぐらいの設置を行い、部長級室長を採用し、部長制あるいは室長制組織に再構築を希望したいが、いかがお思いかお伺いをいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、内田議員のご質問にお答え申し上げます。

4月1日付実施の人事異動に関しまして部長職の再設置についてでございますが、議会にも御理解を賜る中で、問題回避型組織運営から効率性、経済性、公平性に加え、限りある行政経営資源で最大の効果を上げる目的志向型組織機構へと転換を進め、幅広く解決策を調整するため、今回部門ごとに理事を配置し、また、住民のニーズや行政課題への柔軟かつ迅速な対応を目的とした課内室を設置し、利用者の利便性を向上するための組織として、子どもに関する施策の推進のためのこども未来室、当面の行政課題に対応するための組織の構築として、新庁舎建設推進を図るべく新庁舎建設準備室、新名神高速道路建設の促進及び山手線建設の推進を図るための新名神山手線推進室、また、重点施策の積極的な展開のための組織の構築といたしまして、危機管理体制の拡充を図るべき危機管理室、地域観光資源の活用推進として地域資源活用推進室を設置し、住民サービスの向上と持続可能な財政基盤の確立を目指した取り組みを進めさせていただいておるところでございます。

こうした中で、議員からるるご指摘を賜っている部長制につきましては、住民の皆さんにしっかりと対応すべく組織として、また今般、副町長も設置させていただき、また、先ほどご提案いただきましたことも含む中で、引き続き総合的に検証してまいりたいと考えております。

また、町政を預かる私にとりましては、組織は非常に重要だと認識しておりますので、私の思っている方策へと、なお検討を進めてまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 内田君。

○10番（内田文夫） ご答弁ありがとうございました。

ご答弁の趣旨は、運営組織の転換を図り、課内室を設置することで全ての分野での行政課題への対応強化と財政基盤の確立を目指した結果の人事異動であったと。また同時に、部長制についても引き続き検証していくとのことと理解をいたしました。臆することなく、筋金入りの展望と信念を持って、職員はもとより、住民の側から見ても納得できる組織づくりを強く要望いたしたいと存じます。

そして次、3問目の通告の1万人以下の町村の消滅論については、垣内議員の質問と類似をいたしますので割愛させていただき、次の、教育についての質問に入ります。

教育について伺います。

1問目として、一貫教育の概念と進捗状況についてご質問をいたします。

文教厚生委員会でもご質問いたしておりますが、私は今、教育委員会が推進する小中一貫教育は、昨年12月の定例会で例に挙げた品川区の事例からも、その一步前の段階、小中連携教育だと判断をいたしておるところであります。

この連携教育を本格的にやる、そしてその結果、教員も含め、児童・生徒、父兄から一層の拡充を求める声が強まり、一貫教育へ進むのが理想というか、普通の行程だと思うんです。この春の人事異動でその方向性に確信を持たれたのか、維孝館中学校の教頭を補佐で、また元小学校長を嘱託指導主事として委員会に迎えられ、推察するに、本格的な一貫教育の改革を念頭に行動を着々と進められている状況だと思うんです。義務教育学園法制化が叫ばれる中で、やや拙速過ぎるのではと危惧をいたします。

一例として、今の小学校高学年の身体の成長は早く、理数系や体育は教科指導にすぐれた中学校教員に早目に教わったほうがよいというのが例に挙げた品川区であります。自前の教員を採用できない当町のもとで一貫教育を実施するには、変革を嫌う教員、未

経験な教員にもそれ相応の覚悟でやってもらう処方箋も必要になることになるでしょう。こんな事案の解決策も既に織り込み済みなんではないでしょうか。

また、一貫教育を実施後に、品川の先例のように成果として、管理職の学校経営や危機管理に対する意識が一般企業に近づいた、校長が抽象的な文言ではなく、具体的データで話すようになった、社会の声に関心がなかった教員が積極的に耳を傾け、学校教育で何ができるかを考えるようになった、そして現場の意識は大きく変わったと、このように、同じように報告をできる自信がおありなんではないでしょうか。

そして、一体型か分離型についても、明確に選択理由を説明しなければならないと思います。本来的に一体型が理想であることは明白であります。平成25年出生の1歳児の数から見ても、10年後には一体型にならざるを得ないと推察できるのではないですか。また、一体型を採用することで生じる校舎跡地の利用計画等も細部にまで説明をすることが必要となるでしょう。このような案件を全てクリアして、初めて名実ともに一貫教育の実施に入るといふことであると私は思います。

蛇足な発言になるかもしれませんが、中央公論6月号の中で、前の総務大臣の増田氏が発表されている1万人以下の町村消滅論が示唆するのは、選択と集中の考えのもと、限られた財源と人材をよりよく生かすことだと理解をしますと同時に、これは教育現場にも求められることだと存じます。

とにかく一般社会や企業は、時代の変化に対応するため、血まみれの変革を進めてきたのに対し、学校は長い間、いじめや不登校、学力向上など多くの課題を指摘されながらも変革を拒み続けてきた結果が一貫教育の原点であるとの認識を持っていただいて、学校側の意識改革を徹底的にやりますからということを一に、住民に説明が必要だと思いますが、今後の方針、方向性も含めいかがお思いか、教育長にお伺いをしたいと思います。

○議長（田中 修） 教育長。

○教育長（西出維久雄） それでは内田議員のご質問にお答えいたします。

宇治田原町が目指す小中一貫教育とは、3小中学校の育てたい子ども像「夢に向かって自ら学ぶ子」「つながり（絆）を大切にする子」「誇りを持ってふるさとを語れる子」の達成を共通の目標として、義務教育9年間を見通した一貫性のある教育を協働して進める教育と位置づけております。

さて、本町では、平成23年度から京の未来創造校の指定を受け、「小中学校が連携を図り、現状の学習・生活課題を明確にし、克服する教育実践を始める」をテーマとし

た第1ステップに引き続きまして、平成25、26年度の「小中連携、小小連携を図り育てたい子ども像を明確にし、9年間を見通した教育実践を推進する」をテーマとした第2ステップの段階に入っております。特に、学び部会では「学びのルール、学力の分析、家庭学習の充実」をテーマに、9年間のつながりを意識した実践研究に取り組んでおります。また、ふるさと部会では、誇りを持ってふるさとを語る子の育成を目指し、特産のお茶にかかわる9年間の系統的なカリキュラムの作成に取り組んでおります。また、交流部会では、児童生徒のつながりを大切にするため、運動会や学習発表会等で児童生徒の交流を、9年間を見通したカリキュラムを作成・実施し、児童生徒に定着しつつあります。

次に、議員ご指摘のとおり、品川区の先進的な小中一貫教育校では、小中連携を具体的に進める中、小学校、中学校という異なる文化につかっていた先生方の意識改革が相当進んだということは承知いたしております。

本町でも、中学校の音楽科や英語科の教員が、実際に小学校の先生と合同で授業を行うことにより、中学校の先生方は小学校のきめ細かな指導方法を学び、中学校の授業改善に生かしておられます。また、小学校の先生方も、小中連携を進める中で、みずから担任した小学校卒業生の中学校での様子や進路も気にするなど、小中という校種の壁を克服する状況も生まれております。何よりも、児童が中学校の専門の先生による授業を楽しみにしているというふう聞いております。このようなことを踏まえ、児童・生徒の発達の段階を十分に考慮し、中学校教員による小学校高学年児童への指導を可能な限り今後ふやしていきたいと考えております。

P T Aや地域の皆様方のご支援のもと、小中一貫教育をさらに充実させることにより、先生方の意識改革、地域とともに歩むという姿勢が必ず生まれてくるものと確信いたしております。

最後に、議員ご指摘の一貫教育の原点は、中1ギャップの解消を含め、学力の向上、生徒指導上の問題の解決であり、教員の意識改革が重要であるということに対しましては全く同感であります。

今後、教育委員会といたしましては、本町が進める小中一貫教育について、地域や保護者の皆様方に丁寧な説明を行うとともに、取り組み内容をさらに充実させてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 内田君。

○10番（内田文夫） ご答弁ありがとうございます。

一貫教育の概念というのは、方策も尺度も非常にフエジーというか幅広いものでありますから、目下の段階では試行錯誤の域を出ない困難な案件であることは、私もそれなりに理解をしておるつもりであります。私の質問に直接ご答弁をいただけなかった部分はあるやと思いますが、おおむね理解をいたします。

とにかく、町にとっても最重要たる案件の一つであります。取り組み内容をさらに充実させるとのこと、そのお言葉を信じ、真摯に取り組んでいただくこと、また丁寧な説明を行うということですが、具体的に対象者や方法を明確にさせていただくと同時に、進捗状況や系統的カリキュラムを含む重要な問題に関する情報を的確に説明いただくことを要望して、次の質問に入ります。

教育に関しての2問目、学校教育に於ける牛乳の存在についてを問います。

本町では、学校給食時、米飯・パン給食時とも牛乳を提供されていることは存じておりますし、栄養面・経済面からも不可欠なものであることも存じております。私は、以前より、緑茶発祥の地で、米飯給食時に牛乳はいかがなものかとずっと長い間、感じておりました。

20年前に田原小学校のPTA役員の折、当時、現京田辺市から異動された校長にその旨を話したとき、京田辺市では米飯給食の折にはお茶を提供している。牛乳は児童数が少ないこともあって、冷蔵庫に入れて下校時まで飲んでもらっているとのことでありました。そこで、校長に田原小学校にも冷蔵庫を設置するよう教育委員会に要望してほしいと依頼をしたところ、児童数が多く、財政的にも設置は無理とのことと断念をした経緯があります。

もうこれは、ずっと実現できないんだろうと思っていましたが、京都市が米飯給食時にお茶を提供検討中との新聞記事を見て、これは可能性もありだと思っていたところ、6月1日付の朝日新聞の社説で、新潟県三条市が学校給食につきものだった牛乳を試験的に停止との記事がありました。ともに「和食」がユネスコの無形文化遺産に登録されたことが背景にあるのだろうと推察をいたしました。

ならば今、宇治茶をその歴史的無形文化遺産に登録の一大キャンペーン中ですのでございます。京都府も京都の宇治茶協同組合、会議所、一体となって熱い思いで奮戦中であります。もちろん宇治田原町もその一員、この機会にぜひ考えていただきたいと思うが、どうお考えか、ご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（田中 修） 教育長。

○教育長（西出維久雄） それでは、学校給食に於ける牛乳の存在についてのご質問にお

答えいたします。

学校給食の実施に関しましては、学校給食法第8条第1項の規定に基づき、学校給食実施基準を定め、その基準における学校給食に供する食物の栄養内容の基準を学校給食摂取基準として定めております。これは、文部科学省が行った児童生徒の食生活等の実態調査の結果を勘案し、望ましい栄養量を算出したものでございます。

これによりますと、家庭におけるカルシウム摂取量が少ないため、学校給食において可能な限り目標値の摂取に努め、補うこととされています。カルシウムを摂取する際、適切な食品として牛乳が挙げられ、実際、学校給食において給食で摂取目標とされる数値の65%を牛乳が占めております。ほかにも、エネルギー源、たんぱく質、ビタミンB群の所要量に占める割合も高く、給食における牛乳の提供は大きいと考えられます。

議員ご提案の米飯時におけるお茶の提供であります。児童生徒の望ましいカルシウム摂取時を考えると、給食時での牛乳提供が摂取面・栄養面から最善と考えるところでございます。

緑茶発祥の地としてのお茶の提供につきましては、児童生徒がお茶に親しむ機会やお茶の歴史に触れる機会をさらに設けてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 内田君。

○10番（内田文夫） ご答弁ありがとうございました。

答弁の趣旨は理解できないことではありませんが、私、牛乳を停止すべきだとかと言っているではありません。各教室、小中合わせて少なくとも30強の保冷ボックスを設置することで、牛乳の摂取はもちろんできるわけでありまして。その一方で、牛乳をサプリメントとして利用するのはいかがかな考え方かなというのは頭をよぎっていますが、とにかく緑茶発祥の地でありますから、米飯給食時に緑茶の採用というのは真剣に考えていただきたいと要望して、次の質問に入ります。

次は、教育について3問目、ALTの効果的活用についてをお尋ね申し上げます。

まず、遠路より赴任のALTの2名様に対しまして、効果的活用などという言葉を使うことをお許し願いたいというのを先に謝っておきたいと思っております。

現在、当町には2名のALTが赴任中でありまして。目的は国際化とかネイティブイングリッシュの魅力を体験、感じることもあろうかと思っておりますが、ALTはその文字どおり先生でありますから、学力低下が今問題になっており、なかなか結果が出ない折、そ

の中で英検の受検料無料化を実施するこの町でありますから、中学校での先生としての仕事を最大限に増していただいて、結果が出るように考慮していただきたいと思うが、どうでしょうか。また、いや、それはという場合、国際親善の役もあるというお答えが出そうなら、老人のふれあいサロン等にも出向いていただくことを考慮してはどうかというふうに提案しますが、いかがお考えか、ご答弁願います。

○議長（田中 修） 教育長。

○教育長（西出維久雄） それでは、ALTの効果的活用についてのご質問にお答えいたします。

英語指導助手（ALT）につきましては、国際化、情報化がますます進む中におきまして、児童生徒が英語や異文化に触れ、国際理解・国際感覚を身につけ、グローバル社会への適応力を培うために、平成13年より配置しております。また、平成25年度からは、より一層の充実を図るため、1名を増員し、合計2名を配置したところでございます。

中学校へは週5回、各小学校へは週2回、また保育所等へも配置し、英語を学び、国際感覚に触れる等、児童・生徒が英語を身近に感じ、適応力を身につけるように取り組んでいる状況でございます。

今年度、生徒の英語への意識向上と英語活用能力の向上を図るため、英語検定受検費用を補助する英語力向上推進事業を新規で実施いたします。その上で、夏季休暇期間や土・日曜日等を活用して、英語検定合格者向上の一助となるように、ALTの指導による事前の英語講座を開設するため、現在準備を進めているところでございます。

また、ALTが生涯学習事業等に参加することにより、住民の方々が国際理解や感覚を身につけていただき、ALTが住民と広く交流を図れるよう、関係機関等と調整してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 内田君。

○10番（内田文夫） ご答弁ありがとうございました。

私が望むところは、今、5対4対1で配置をされているALTを、少なくとも中学校に7ぐらいは配置をしていただいて、中学生の英検、あるいはそれ及び一般英語に結果が出るようにしていただきたいということを要望いたしまして、これで私の質問は終わりますが、最後に本日の各議員の質問、私を含めてに対しまして答弁のほうは、らしい表現というか、玉虫色の答弁をいただく中で、答弁書の行間を読むんだということはわかりますが、何も外交とか防衛とか大きな問題を問うておるわけではございません。で

きること、できないこと、言葉を変えれば、やる気があること、やる気がないことを明確にさせていただいて、無益なときを浪費するのはもう慎むべきときが来ているんじゃないかなというのが1点。

2点目は、昨年12月の定例会で申し上げた、まことに僭越な言葉であり本当に悪いと思うんですが、先の未来を今現実と感ずる力、それに正面から対峙をして行動する能力が求められていると。我々みんなに求められている言葉なんですが、特にこういう時代、行政のトップあるいは行政をつかさどる皆さん方に肝に銘じてお聞きとめいただきたいと念じて、これで全て質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、内田文夫君の一般質問を終わります。

引き続きまして、4番、安本修君の一般質問を許します。安本君。

○4番（安本 修） 通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、山手線の具体的な建設計画がどうなっているのかお聞きをします。

この間、京都府とも協議を重ねていただいていると思えますけれども、どこまで進んでいるのかお伺いいたします。

○議長（田中 修） 光嶋理事兼建設課長。

○理事兼建設・環境課建設課長（光嶋 隆） 具体的な整備方策を検討すべく京都府と検討会議を立ち上げまして、担当者レベルによる協議を進めております。この検討会議につきましても、現在まで2回開催をいたしました。課題整理を行う段階で、今後具体的な検討内容を定めることとしており、定期的に情報交換するなど協議の場を設け、精力的に進めてまいりたいと考えております。

○議長（田中 修） 安本君。

○4番（安本 修） それでは、2回目の質問をいたします。

町長は、3月議会におきまして、山手線建設について、新名神開通までにはもちろん、早期に完成をさせるというふうに答弁をいただいております。しかし、裏づけとなるスケジュールがはっきりしていないわけでありまして、具体的な建設、完成に向けてのスケジュールはどうなるのかお聞きをいたします。

○議長（田中 修） 光嶋理事兼建設課長。

○理事兼建設・環境課建設課長（光嶋 隆） 具体的なスケジュールでございますが、山手線の整備に関しましては、新名神の整備等も関連いたしまして、これは町にとりましても最大の課題であるという受けとめ方をしております。そういった考え方のもと、町長が答弁されましたように、完成時期に関しましては、新名神との連携を図りながらと

いうことを大前提に考えておりますけれども、先ほど答弁を申し上げましたとおり、現段階では具体的なスケジュールをまだ明言するまでには至っておらないという状況でございます。

今後、平成35年という新名神の開通時期が論じられる中で、9年間という年限しか残されていないわけでございますが、もちろんそれに間に合うように事務事業を進めるというのが我々担当者としての責務というふうに受けとめておりますので、その実現に向けて努力を重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中 修） 安本君。

○4番（安本 修） 山手線の完成まで、タイムスケジュールですけれども、今言われたように、遅くとも新名神開通までということですが、そういう点からしましたら、逆算いたしますと遅くとも平成35年までにはできるんやというわけですから、工事をするとなると最低5年や6年かかるというふうに思いますし、素人考えですけれども、そうしますと逆算したら平成29年には着工していないとあかんと、こうなるわけです。そうしますと、平成28年度までには計画はもちろんのこと、設計あるいはその他何もかも終わらせなければならないという、こういうふうに私は考えるわけですが、あと2年余りしか残っていないということなんですけれども、9年と言われましたけれども、そういう意味ではほんまに大変な事態やと思うんです。それでもまだ具体的な計画が言えないという状況やと思うんですけれども、その点、こういう私の試算というか、素人考えで間違っているのかどうか、そこをはっきりさせた上で、その点でどういうふうに進めていくのか。これはもう今以上の答弁はないと思いますけれども、その点、さらに決意を、その点、こういう考え方で間違っていないんかということだけ答弁願いたいと思います。

○議長（田中 修） 光嶋理事兼建設課長。

○理事兼建設・環境課建設課長（光嶋 隆） 当該事業に関しましては、事業主体が町であるのか府であるのかといったことも含めまして、まだまだ決定しなければならない問題がございます。そうした中で、タイムスケジュールという点で、今、議員ご指摘いただきましたけれども、おおよそそういうイメージを多くの担当者が想定をしておるといふ部分はございます。

ただ、冒頭申し上げました事業主体等も決まらない中で、なかなかタイムスケジュールのみを論ずることは難しいという捉まえ方をしております。先ほど、第1回目の答弁

で申し上げました、現在まで2回を開催したということでございますけれども、実質今年度に入りましてからということでございますので、このあたりは繰り返しになりますけれども、単に回数を重ねるだけでなく密度の濃い協議、討議をいたしまして現実的な問題となるように努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 安本君。

○4番（安本 修） それでは、次に、山手線のルートの変更についてお聞きをしてみたいです。山手線のルート変更についてどのように考えられているのかお聞きをしてみたいです。

都市計画決定をされて20数年たっているわけですがけれども、この間やはり社会経済状況あるいは土地利用の状況等、大変な変化をしているというのも事実であります。

そういう意味では、今、ルートになっております立川、大道寺地域の、この部分に関して言いますと、地域のど真ん中を通るという計画であります。当時の大道寺の自治会町名でルート変更に関する要望も出されているのも再三言ってきた内容であります。この大道寺地域の部分、このルートについて、もっと東、山手に変更すべきではないかと思うんですけれども、その点どうでしょうか。

○議長（田中 修） 光嶋理事兼建設課長。

○理事兼建設・環境課建設課長（光嶋 隆） 都市計画道路山手線のルートにつきましては、新設される高速道路から流入する車両や町内を通過する車両を既存市街地から迂回させることを基本的な考え方として、平成3年に都市計画決定をいたしました。その際には、民家の立ち退きを要しない、優良茶園をできる限り潰さない、既存町道と平面交差するといった条件をベースとして検討・決定されております。

山手線整備に当たっては、住民会議の立ち上げもいただく中で、早期の事業着手が課題であるとの認識をしております。京都府ともご相談申し上げながら進めてまいりたいと考えておりますが、現段階において軽々にルート変更を論ずることは適当でないと思っております。ただ、今後におきましては、今、議員がおっしゃったご意見もあるというようなことを踏まえまして、検討、対応していかなければならないというふうに思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 安本君。

○4番（安本 修） 山手線のルート変更につきましては、こうやって既に都市計画決定されているというそういう点からいけば、軽々しく論じるということとはできないという

のはよくわかるんです。

ただ、ルート変更について、そういう意見もあるというようなことじゃなくて、工事を推進していく立場からしたらどうなのかということですね。そういう意味では、まだ京都府との協議中ということで、そこまで言える状況じゃないというふうにも私は理解するんですけども、その点、こういうルートの変更についても議論の場に上がっているのかどうか、それは議論中なのかどうか、その点についてお伺いいたします。

○議長（田中 修） 光嶋理事兼建設課長。

○理事兼建設・環境課建設課長（光嶋 隆） 山手線整備に係る府との協議は今始まったところでございますので、現段階で明確な方向性なり内容をお示しすることは難しいところでございますし、また現段階では適当でないというふうにも思っております、今後、協議が進む中での対応というふうに考えております。

新名神整備のタイムスケジュールを頭に入れる中で、悠長に取り組んでいられる状況でないということは明らかであるというふうに思っておりますし、先ほどから申し上げておりますように精力的かつ積極的に取り組んでいかなければならないというふうに考えておりますので、現段階では、今ご指摘いただいた件については、なかなかそのところまで申し上げることは難しいということでご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 安本君。

○4番（安本 修） ルートの変更につきまして、変更の必要はないということで、そういうことが今の基本やというふうには答弁としてはありませんでした。それで議論はなされていくだろうというふうには私は思うんですけども、その点、やっぱりルート変更については、先ほど言いましたように、大道寺地域を通過する分についてどうしてもぜひ変更も考えてほしいということを要望しておきたいと思っております。

それでは、次に、通学路の安全対策についてお聞きをしてみたいと思います。

特に、町道郷之口湯屋谷線の立川（平岡、大道寺）における通学路の安全対策をどうしていくのかということですが、この間、国道307号線の通行どめが解除されて以降、渋滞を避けるための抜け道として通行していた車両は大幅に減りました。そしてまた、地元立川区、あるいは工業団地管理組合、PTA、町等々、交通安全啓発に大変な努力をいただいているということで、あわせて通行数も減ってきたというのも言えると思います。

しかし、中にはこの道を通行いたします車の中で、暴走と言っても過言ではないよう

なスピードで走る車両を見受けるわけであります。かなり危険な状態がなおも続いておりまして、通学路だけに、もちろん生活道路でもありますけれども、事故が起こってからは遅いという、これは本当に危険な状況にあります。何らかの対策、特にスピード規制をどうしても図る必要があると思えますけれども、どのように考えられますか。

○議長（田中 修） 谷村教育次長。

○教育次長（谷村富啓） ご質問の町道郷之口湯屋谷線の平岡・大道寺地内につきましては、国道307号線の渋滞を回避する車両が通り抜けするという現状がございます。

このような中、既に御存じのとおり、平岡地区においては通行車両に対する注意喚起を促すことを目的に、通学路の路側帯部分へのカラー舗装を施すとともに、立川区と工業団地管理組合により、安全走行を喚起する立て看板を設置していただき、通学する子どもたち並びに地元の方々への交通安全対策に取り組んでいただいたところでございます。

交通安全は、交通ルールの遵守はもとより、ドライバーの気配りと丁寧な運転により保たれるものでございます。ご指摘のとおり、交通安全対策としてスピード規制を図ることは有効な手段と存じますが、施行に当たっては地元や関係機関、そして京都府等とも、多面にわたる協議・調整を図っていかなければならないと考えております。

いずれにしましても、児童生徒に対する安全指導・安全教育とあわせて、通行車両への注意喚起を進めていかなければならないと考えているところでございます。

○議長（田中 修） 安本君。

○4番（安本 修） この間、通学路の安全対策につきましては、各地域でさまざまな取り組みが行われております。特に道路に構造物を設置したり、むしろ狭くしたりと、そういうふうな形でいろいろ努力をしております。

スピード規制につきましては、旧国道307号線につきましては30キロで規制されております。郷之口湯屋谷線は、それよりかなり狭く、カーブ等も多いわけですから、少なくとも30キロ、あるいはそれ以下で走行するような規制をする必要があるというふうに思います。そういう意味では、今までなかなか普通のそういうスピード規制ができないというようなことも言われておりましたけれども、この間、各地域の取り組みを見ましたら、その地域全体をゾーン化してそこで30キロ規制をするというふうなことの取り組みもされておるように聞きますので、ぜひこの辺、30キロ規制をやるという点で努力はしてほしいと思うんですけれども、その点の決意を再度お願いいたします。

○議長（田中 修） 谷村教育次長。

○教育次長（谷村富啓） スピード規制の30キロ規制につきましてでございますけれども、その件に関しましては、町道や交通対策関係課との連携はもとより、地元区やPTA、また町の関係機関や警察等との協議を踏まえながら、今後調整していかねばならないと考えているところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 安本君。

○4番（安本 修） 当然、地元なり各関係機関と協議をしていただくというのは、これはもう当然のことだと思っておりますけれども、いずれにしても、やはりこれは早くしないところでどんなことになるかわからんというのが、ほんまにそういう状態にあるわけですから、ぜひその点、協議を早くしていただいて検討していただきたいというふうに申し述べて、質問を終わります。

○議長（田中 修） これで、安本修君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決しました。

次回は6月23日午前10時から会議を開きますので、ご参集のほどよろしくようお願い申し上げます。

本日は長時間大変ご苦労さまでございました。

散 会 午後 2時31分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 青 山 美 義

署 名 議 員 山 内 実 貴 子